

改正となる使用料一覧

使用料の名称	根拠条例	お問い合わせ先
コミュニティセンター使用料	尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例	市民サービス課 0597-23-8250
斎場使用料	尾鷲市斎場条例	
福祉保健センター使用料	尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例	福祉保健課 0597-23-8202
林業研修センター使用料	尾鷲市林業研修センターの設置及び管理に関する条例	水産農林課 0597-23-8231
漁港の区域内の水域及び公共空地土砂採取料	尾鷲市漁港管理条例	水産農林課 0597-23-8232
深層水使用料	尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例	商工観光課 0597-23-8215
木工振興作業施設（あすなろ工房）使用料	尾鷲市木工振興作業施設の設置及び管理に関する条例	
河川海岸等土地水面占用料	尾鷲市普通河川管理条例	建設課 0597-23-8241
河川海岸等土地水面占用料（土砂等採取）		
河川海岸等土地水面占用料（流水占用）		
都市公園使用料	尾鷲市都市公園条例	
市民文化会館利用料	尾鷲市民文化会館の設置及び管理に関する条例	生涯学習課 0597-23-8293
中央公民館使用料	尾鷲市立公民館条例	
学校開放使用料	尾鷲市学校施設の開放に関する条例	
野球場使用料	尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例	生涯学習課（体育館） 0597-23-8299
運動場使用料		
テニスコート使用料		
体育文化会館使用料		
武道場使用料		
九鬼体育館使用料		

尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例

改正後				
	午前8時30分から 午後0時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前8時30分から 午後9時まで
大広間	1,320円	1,320円	1,320円	3,960円
調理室	960円	960円	960円	2,880円
その他	640円	640円	640円	1,920円

備考

- 1 営利を主たる目的とする又は入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用の場合は、各室使用料に100分の200を乗じて得た額を基本使用料とする。
- 2 葬祭における通夜及び告別式で使用する場合は、使用区分に関わらず通夜**8,300円**、告別式**7,300円**を使用料とし、通夜と告別式との間に使用する日がある場合は、当該区分による使用料とする。

改正前				
	午前8時30分から 午後0時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前8時30分から 午後9時まで
大広間	1000	1000	1500	3000
調理室	750	750	1000	2000
その他	500	500	700	1300

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額を基本使用料に加算する。
- 2 営利を主たる目的とする又は入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する使用の場合は、各室使用料に100分の200を乗じて得た額を基本使用料とする。
- 3 葬祭における通夜及び告別式で使用する場合は、使用区分に関わらず通夜8,000円、告別式7,000円を使用料とし、通夜と告別式との間に使用する日がある場合は、当該区分による使用料とする。

尾鷲市斎場条例

1 火葬炉等使用料

改正後				
	種別	単位	使用料	
			市内の人	市外の人
火葬	満12歳以上の者	1体	8,300円	31,400円
	満12歳未満の者	1体	5,200円	20,900円
	身体の一部、胞衣等	1個	800円	2,000円

2 待合室の葬祭時等使用料

改正後			
	区分	使用料	摘要
通夜	市内の人	26,200円	通夜と告別式の間に使用する日がある場合は、1日につき、市内の人10,400円、市外の人20,900円を徴収するものとする。
	市外の人	52,400円	
告別式	市内の人	20,900円	とする。
	市外の人	41,900円	

3 霊安室の使用料

改正後			
	区分	使用料	摘要
霊安室	市内の人	1,000円	超過1時間につき使用料の10%を加算する。
	市外の人	10,400円	

備考

- 「市内」とは、死亡者が死亡時に尾鷲市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、死産時については、その父又は母が尾鷲市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。
- 「市外」とは、前項に定める場合以外をいう。

1 火葬炉等使用料

改正前				
	種別	単位	使用料	
			市内の人	市外の人
火葬	満12歳以上の者	1体	8,000円	30,000円
	満12歳未満の者	1体	5,000円	20,000円
	身体の一部、胞衣等	1個	800円	2,000円

2 待合室の葬祭時等使用料

改正前			
	区分	使用料	摘要
通夜	市内の人	25,000円	通夜と告別式の間に使用する日がある場合は、1日につき、市内の人10,000円、市外の人20,000円を徴収するものとする。
	市外の人	50,000円	
告別式	市内の人	20,000円	とする。
	市外の人	40,000円	

3 霊安室の使用料

改正前			
	区分	使用料	摘要
霊安室	市内の人	1,000円	超過1時間につき使用料の10%を加算する。
	市外の人	10,000円	

備考

- 「市内」とは、死亡者が死亡時に尾鷲市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、死産時については、その父又は母が尾鷲市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。
- 「市外」とは、前項に定める場合以外をいう。

尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例

改正後	
	1時間当たりの使用料
ボランティア室	800円
栄養指導室	700円
調理実習室	900円
講座室 A	600円
講座室 B	500円
児童コーナー	700円
多目的ホール	2,300円
配膳室	700円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又は使用時間が1時間未満であるときは、これらを1時間とする。
- 2 使用許可時間には、準備及び片付けに要する時間を含むものとする。
- 3 この表に定める使用料には、冷暖房の使用料を含むものとする。

改正前				
	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~21:30)	全日 (9:00~21:30)
多目的ホール	5,000円 (2,000円)	5,000円 (2,800円)	6,000円 (2,500円)	13,000円 (8,000円)
配膳室	1,500円 (600円)	1,500円 (800円)	2,000円 (700円)	4,000円 (2,000円)
調理実習室	2,000円 (600円)	2,000円 (800円)	2,500円 (700円)	5,000円 (2,500円)
その他の施設	5,000円 (2,000円)	5,000円 (2,800円)	6,000円 (2,500円)	13,000円 (8,000円)

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、下段（ ）内の額を上段の額に加算した料金とする。

尾鷲市林業研修センターの設置及び管理に関する条例

改正後	
	使用料
研修室又は和室	1時間あたり 400円
研修室及び和室	1時間あたり 800円

展示販売等の営利目的に使用する場合は、使用料の2倍の額とする。

改正前		
	使用料	
	4時間以内	4時間以上8時間未満
研修室	1500	3000
和室	1000	2000

○物品の展示販売等に使用する場合は、使用料の3倍の額とする。

○冷暖房使用の場合は、使用料の5割の額を加算する。

尾鷲市漁港管理条例

土砂採取料

改正後		
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	220円
砂	1立方メートルにつき	220円
砂利	1立方メートルにつき	220円
かき込砂利	1立方メートルにつき	220円
栗石及び玉石	径8センチメートル以上 20センチメートル未満のもの 1立方メートルにつき	220円
野面石	控長20センチメートル以上 30センチメートル未満のもの 1個につき	66円
	控長30センチメートル以上 40センチメートル未満のもの 1個につき	88円
	控長40センチメートル以上 60センチメートル未満のもの 1個につき	154円
転石（割石を含む）	控長60センチメートル以上のもの 1立方メートルにつき	2,200円

備考

- 1 1立方メートル未満の端数は、切り上げて計算する。
- 2 1件の徴収金額が500円未満のものについては、500円とする。
- 3 当該算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

土砂採取料

改正前		
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	100円
砂	1立方メートルにつき	100円
砂利	1立方メートルにつき	100円
かき込砂利	1立方メートルにつき	100円
栗石及び玉石	径8センチメートル以上 20センチメートル未満のもの 1立方メートルにつき	100円
野面石	控長20センチメートル以上 30センチメートル未満のもの 1個につき	30円
	控長30センチメートル以上 40センチメートル未満のもの 1個につき	40円
	控長40センチメートル以上 60センチメートル未満のもの 1個につき	147円
転石（割石を含む）	控長60センチメートル以上のもの 1立方メートルにつき	1,000円

備考

- 1 1立方メートル未満の端数は、切り上げて計算する。
- 2 1件の徴収金額が500円未満のものについては、500円とする。
- 3 この表の採取料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例

1 深層水の使用料

(1) 海洋深層水原水

ア 大口・小口分水口での分水

改正後	
	1回当たり1m ³ につき
水産利用	40円以上100円以内
上記以外の利用	300円以上1,000円以内

イ 専用分水管での分水

改正後	
	1m ³ につき
水産利用	30円以上100円以内
上記以外の利用	120円以上2,400円以内

2 施設の使用料

改正後	
	1時間につき
展示室	250円以上750円以内
体験学習室兼セミナー室	250円以上1,000円以内

1 深層水の使用料

(1) 海洋深層水原水

ア 大口・小口分水口での分水

改正前	
	1回当たり1m ³ につき
水産利用	10円以上20円以内
上記以外の利用	300円以上1,000円以内

イ 専用分水管での分水

改正前	
	1m ³ につき
水産利用	10円以上20円以内
上記以外の利用	120円以上2,400円以内

2 施設の使用料

改正前	
	1時間につき
展示室	250円以上750円以内
体験学習室兼セミナー室	250円以上1,000円以内

※本条例では使用料金の範囲を定めており、実際の金額については、お手数ですが本資料1枚目に記載の担当課までお問い合わせください。

尾鷲市木工振興作業施設の設置及び管理に関する条例

改正後		
	区分	使用料
半日使用	大人	200円
	高校生	100円
	小学生及び中学生並びにこれらに準ずるもの	50円
	各種団体	1,300円
1日使用	大人	400円
	高校生	200円
	小学生及び中学生並びにこれらに準ずるもの	100円
	各種団体	2,600円

改正前		
	区分	使用料
半日使用	高校生以上	150円
	小学生及び中学生並びにこれらに準ずるもの	100円
	各種団体	1,000円
1日使用	高校生以上	300円
	小学生及び中学生並びにこれらに準ずるもの	200円
	各種団体	2,000円

尾鷲市普通河川管理条例

河川海岸等土地水面占用料

改正後			
	単位	金額	備考
宅地	1平方メートルにつき	500円	
物置場 物干場	"	甲 500円	甲は工作物を設置する場合、 乙は素地のまま使用する場合
物据場 洗場		乙 160円	
工場敷地	"	630円	
物揚場	"	140円	
造船場	"	210円	
各種作業場	"	430円	
材木けい留場	"	210円	
田畑	"	10円	
えん堤類	"	80円	
養魚場	"	160円	
かき、のり養殖場	"	10円	
通路又は通路橋	"	210円	
軌条布設	"	260円	
第1種電柱	1本につき	1,200円	
第2種電柱	"	1,800円	
第3種電柱	"	2,500円	
第1種電話柱	"	1,100円	
第2種電話柱	"	1,700円	
第3種電話柱	"	2,400円	
その他柱類	"	82円	
鉄塔	1平方メートルにつき	1,600円	
布設線 埋設管 架空管類	外口径0.1メートル未満	1メートルにつき	55円
	外口径0.1メートル以上 0.15メートル未満	"	82円
	外口径0.15メートル以上 0.2メートル未満	"	110円
	外口径0.2メートル以上 0.4メートル未満	"	220円
	外口径0.4メートル以上 1メートル未満	"	550円
	外口径1メートル以上	"	1,100円
	架空線	"	11円
排水樋管	1箇所1式につき	2,580円	
温鉱泉、天然ガスの採取等施設（甲、乙）	1箇所につき	30,000円	甲は採取用の場合 乙は試掘用の場合
採草放牧地	1平方メートルにつき	5円	

河川海岸等土地水面占用料

改正前			
	単位	金額	備考
宅地	1平方メートルにつき	420円	
物置場 物干場	"	甲 420円	甲は工作物を設置する場合、 乙は素地のまま使用する場合
物据場 洗場		乙 140円	
工場敷地	"	530円	
造船その他作業場	"	180円	
材木けい留場	"	180円	
田畑	"	6円	
えん堤類	"	70円	
養魚場	"	140円	
かき、のり養殖場	"	10円	
通路又は通路橋	"	180円	
軌条布設	"	220円	
電柱、支柱、支線、標杭類	1本につき	490円	
鉄塔	"	35,000円	
布設線 埋設管 架空管類	外口径20センチメートル未満	1メートルにつき	70円
	外口径20センチメートル以上 50センチメートル未満	"	180円
	外口径50センチメートル以上 1メートル未満	"	360円
	外口径1メートル以上	"	720円
架空線	"	70円	
温鉱泉、天然ガスの採取等施設（甲、乙）	1箇所につき	30,000円	甲は採取用の場合 乙は試掘用の場合
採草放牧地	1平方メートルにつき	3円	

備考

- 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 許可の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算するものとし、1月未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。
- 面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又は面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは当該端数を1平方メートル若しくは1メートルとして計算する。
- 許可の期間が1月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占用料をもって計算した額に100分の110を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が1月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。
- 1件の徴収金額が100円未満のものについては、100円とする。
- 特別の事情その他によってこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度市長が定める。

土砂等採取料

改正後		
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	220円
砂	〃	220円
砂利	〃	220円
かき込砂利	〃	220円
栗石及び玉石	径8センチメートルから20センチメートル未満のもの	220円
野面石	控長20センチメートルから30センチメートル未満のもの 1個につき	66円
	控長30センチメートルから40センチメートル未満のもの 1個につき	88円
	控長40センチメートルから60センチメートル未満のもの 1個につき	154円
	控長60センチメートル以上のもの 1立方メートルにつき	2,200円
あし（通称よし）	径33センチメートル束 1束につき	64円
かや	径33センチメートル束 1束につき	64円

備考

- 1立方メートル未満の端数は、切り上げて計算する。

土砂等採取料

改正前		
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	100円
砂	〃	100円
砂利	〃	100円
かき込砂利	〃	100円
栗石及び玉石	径8センチメートルから20センチメートル未満のもの 1立方メートルにつき	100円
野面石	控長20センチメートルから30センチメートル未満のもの 1個につき	30円
	控長30センチメートルから40センチメートル未満のもの 1個につき	40円
	控長40センチメートルから60センチメートル未満のもの 1個につき	70円
	控長60センチメートル以上のもの 1立方メートルにつき	1,000円
あし（通称よし）	径33センチメートル束 1束につき	30円
かや	径33センチメートル束 1束につき	30円

備考

- 1立方メートル未満の端数は、切り上げて計算する。

- 2 1件の採取料金が100円未満のものについては100円とする。
- 3 この表の採取料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

流水占用料

改正後			
	単位	年額占用料金	摘要
工業用	1秒ごとに1リットルにつき	3,839円	1リットルとは毎秒取水する能力をいう
その他	〃	192円	〃

備考

- 1 占用期間が1年未満の場合又は1年未満の端数がある場合は月割により計算し、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 2 1リットル未満の端数は切り上げて計算する。
- 3 この表の年額占用料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。
- 4 1件の占用料金が100円未満のものについては、100円とする。
- 5 特別の事情その他によってこの表によりがたいとき又はこの表に定めのないものは、その都度市長が評定する。

- 2 1件の採取料金が100円未満のものについては100円とする。

流水占用料

改正前			
	単位	年額占用料金	摘要
工業用	1秒ごとに1リットルにつき	3,000円	1リットルとは毎秒取水する能力をいう
その他	〃	150円	〃

備考

- 1 占用期間が1年未満の場合又は1年未満の端数がある場合は月割により計算し、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 2 1リットル未満の端数は切り上げて計算する。
- 3 1件の占用料金が100円未満のものについては、100円とする。
- 4 特別の事情その他によってこの表によりがたいとき又はこの表に定めのないものは、その都度市長が評定する。

尾鷲市都市公園条例

改正後		
	単位	使用料
1 公園施設を設ける場合	年額1平方メートル	680円
2 公園施設を管理する場合	年額1平方メートル	820円
3 都市公園を占有する場合		
ア 電柱その他これに類するもの	年額1本	770円
イ 電線	年額1メートル	30円
ウ 変圧塔	年額1基	840円
エ 鉄塔	年額1平方メートル	1,130円
オ 水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類するもの		
（ア）外径が0.4メートル未満のもの	年額1メートル	110円
（イ）外径が0.4メートル以上 1メートル未満のもの	〃	290円
（ウ）外径が1メートル以上のもの	〃	570円
カ 標識	年額1本	680円
キ 競技会、展示会、集会その他これら に類する催しのため設けられる仮設 工作物	日額1平方メートル	20円
ク アーチ	月額1基	1,980円
ケ 工事用板囲、足場、詰所その他 工事用施設又は土石、木竹、瓦 その他の工事用材料置場	月額1平方メートル	370円
4 行為の許可受者が次に掲げる行為を する場合		
ア 物品の販売その他の営業を行うもの	日額1平方メートル	30円
イ ロケーションを行うもの	日額1台	1,330円

備考

- 金額が日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ1単位として計算する。
- 金額が年又は月を単位として定められている場合における端数についての処

改正前		
	単位	使用料
1 公園施設を設ける場合	年額1平方メートル	500円
2 公園施設を管理する場合	年額1平方メートル	500円
3 都市公園を占有する場合		
ア 電柱その他これに類するもの	年額1本	510円
イ 電線	年額1メートル	38円
ウ 変圧塔	年額1基	560円
エ 鉄塔	年額1平方メートル	380円
オ 水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類するもの		
（ア）外径が0.4メートル未満のもの	年額1メートル	76円
（イ）外径が0.4メートル以上 1メートル未満のもの	〃	190円
（ウ）外径が1メートル以上のもの	〃	380円
カ 標識	年額1本	450円
キ 競技会、展示会、集会その他 これらに類する催しのため設け られる仮設工作物	日額1平方メートル	15円
ク アーチ	月額1基	1,510円
ケ 工事用板囲、足場、詰所その他 工事用施設又は土石、木竹、瓦 その他の工事用材料置場	月額1平方メートル	150円
4 行為の許可受者が次に掲げる行為を する場合		
ア 物品の販売その他の営業を行うもの	日額1平方メートル	15円
イ ロケーションを行うもの	日額1台	1,000円

備考

- 使用期間が1年未満であるとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときにおける年額で定められている使用料の額の算定は、その使用期間又は端数の月数（1月未満の端数は1月とする。）に応じて月割計算をするものとする。

理は、それぞれ月割（1月未満の端数は、1月とする。）又は日割（1日未満の端数は1日とし、1月を30日とする。）で計算する。

- 3 公園施設の設置又は都市公園の占用に係る許可の期間が1月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表に掲げる金額をもって計算した額に100分の110を乗じた額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が1月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。

- 2 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときにおける月額で定められている使用料の額の算定は、その使用期間又は端数の日数に応じて日割計算するものとする。

尾鷲市民文化会館の設置及び管理に関する条例

		改正後			
		午前 (午前9時～正午)	午後 (午後1時～午後5時)	夜間 (午後6時～午後10時)	全日 (午前9時～午後10時)
ホール	平日	12,800円	18,100円	21,300円	49,100円
	土・日・祝日	18,100円	24,500円	29,900円	68,300円
ギャラリー兼小ホール		3,200円	4,200円	5,300円	10,600円
楽屋	第1(洋室)	700円	800円	1,000円	2,300円
	第2(和室)	300円	400円	500円	1,100円
	第3(洋室)	300円	400円	500円	1,100円
リハーサル室		1,000円	1,600円	2,100円	4,400円
会議室		600円	700円	900円	2,100円
デッキテラス		300円	400円	500円	1,000円
付属設備及び備品		規則で定める額			

		改正前			
		午前 (午前9時から正午)	午後 (午後1時～午後5時)	夜間 (午後6時～午後10時)	全日 (午前9時～午後10時)
ホール	平日	12,000円	17,000円	20,000円	46,000円
	土・日・祝日	17,000円	23,000円	28,000円	64,000円
ギャラリー兼小ホール		3,000円	4,000円	5,000円	10,000円
楽屋	第1(洋室)	700円	800円	1,000円	2,200円
	第2(和室)	300円	400円	500円	1,100円
	第3(洋室)	300円	400円	500円	1,100円
リハーサル室		1,000円	1,500円	2,000円	4,200円
会議室		600円	700円	900円	2,000円
デッキテラス		300円	400円	500円	1,000円
付属設備及び備品		規則で定める額			

尾鷲市立公民館条例

改正後				
	午前 (午前9時～正午)	午後 (午後1時～午後5時)	夜間 (午後6時～午後9時)	全日 (午前9時～午後9時)
講堂	5,400円	7,200円	5,400円	21,600円
大会議室	1,350円	1,800円	1,350円	5,400円
中会議室	900円	1,200円	900円	3,600円
小会議室	900円	1,200円	900円	3,600円
講座室	900円	1,200円	900円	3,600円
和室	1,650円	2,200円	1,650円	6,600円
図工室	1,650円	2,200円	1,650円	6,600円
調理室	1,800円	2,400円	1,800円	7,200円
視聴覚室	2,100円	2,800円	2,100円	8,400円
陶芸室	2,100円	2,800円	2,100円	8,400円

この表の使用料には、冷暖房の使用料を含むものとする。

改正前				
	午前 (午前9時～正午)	午後 (午後1時～午後5時)	夜間 (午後6時～午後9時)	全日 (午前9時～午後9時)
講堂	4,000円	4,000円	5,000円	11,000円
大会議室	1,000円	1,000円	1,300円	3,000円
中会議室	700円	700円	1,000円	2,000円
小会議室	700円	700円	1,000円	2,000円
講座室	700円	700円	1,000円	2,000円
和室	1,500円	1,500円	2,000円	4,000円
図工室	1,500円	1,500円	2,000円	4,000円
調理室	1,500円	1,500円	2,000円	4,000円
視聴覚室	2,000円	2,000円	2,500円	6,000円
陶芸室	2,000円	2,000円	2,500円	6,000円

冷暖房料金は教育委員会が別に定める。

尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例

尾鷲市営野球場

改正後					
		早朝 (午前6時～午前8時)	午前 (午前8時～正午)	午後 (正午～午後5時)	2時間単位で 使用する場合
入場料金の額を 徴収しない場合	アマチュアスポーツ	2,500円	5,000円	6,300円	2,500円
	アマチュアスポーツ以外		7,500円	9,500円	3,800円
入場料金の額又は これに類似する金銭を 徴収する場合	アマチュアスポーツ		15,000円	18,900円	
	アマチュアスポーツ以外		22,500円	28,500円	

市外の者が使用する場合は使用料は倍額とする。

尾鷲市営野球場

改正前					
		早朝 (午前6時～午前8時)	午前 (午前8時～正午)	午後 (正午～午後5時)	2時間単位で 使用する場合
入場料金の額を 徴収しない場合	アマチュアスポーツ	1,000円	4,000円	5,000円	2,000円
	アマチュアスポーツ以外		6,000円	7,500円	3,000円
入場料金の額又は これに類似する金銭を 徴収する場合	アマチュアスポーツ		10,000円	12,500円	
	アマチュアスポーツ以外		18,000円	22,500円	

5月1日から9月30日までは午前6時から午後6時までとする。
ただし、早朝使用の料金については当分の間は無料とする。

尾鷲市立運動場

改正後		
	午前 (午前8時～正午)	午後 (正午～午後7時)
市民が体育運動に使用する場合	無料	無料
市外の者が体育運動に使用する場合	600円	800円
観覧料又はこれに類似する金銭を 徴収する場合	3,300円	5,500円

尾鷲市立運動場

改正前				
	午前 (午前8時～正午)	午後 (正午～午後7時)	全日 (午前8時～午後7時)	夜間照明 (午後6時～午後9時)
市民が体育運動に使用する場合	無料	無料	無料	1時間につき500円
市外の者が体育運動に使用する場合	500円	700円	1,000円	1時間につき1,000円
観覧料又はこれに類似する金銭を 徴収する場合	3,000円	5,000円	10,000円	

尾鷲市立運動場テニスコート

改正後					
	午前 (午前8時30分～正午)	午後 (正午～午後5時)	2時間単位で 使用する場合	使用時間を超過した 場合 (1時間につき)	夜間照明 (午後5時～午後9時)
中学生以下 (一面につき)	300円	400円	200円	100円	2時間につき700円
一般 (一面につき)	500円	800円	300円	200円	2時間につき1,400円

備考

- 市外の者が使用する場合は使用料は倍額とする

尾鷲市立運動場テニスコート

改正前						
	午前 (午前8時30分～正午)	午後 (正午～午後5時)	全日 (午前8時30分～午後5時)	2時間単位で 使用する場合	使用時間を超過した 場合 (1時間につき)	夜間照明 (午後5時～午後9時)
中学生以下 (一面につき)	200円	300円	500円	100円	50円	2時間につき500円
一般 (一面につき)	400円	600円	1,000円	200円	100円	2時間につき1,000円

備考

- 市内の小中学校の行事及び部活動で使用する場合は無料とする。
- 身体障害者及び当該団体の使用は無料とする。
- 市外の者が使用する場合は使用料は倍額とする。

体育文化会館

改正後			
	午前8時30分～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
文化関係行事・スポーツ（職業として行うものを除く） のために使用する場合	3,200円	3,600円	2,700円
興業を直接の目的とする場合	9,600円	10,800円	8,100円

備考

- 定められた時間区分を超えて使用した場合の使用料は、超えて使用した1時間（1時間に満たない時間は1時間とみなす。以下同じ）ごとに900円とする。
- 市外の者が使用する場合は使用料は倍額とする。
- フロアーの2分の1を使用する場合は当該使用料を2分の1とする。
- 入場料を徴収する場合とは入場料、観覧料、寄付、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券又は資金募集その他の名目のいかんを問わず入場について直接、間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

体育文化会館

改正前						
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時
入場料を 徴収しない場合	スポーツ（職業として行う ものを除く）のために 使用する場合	2,500円	3,000円	4,000円	6,000円	8,000円
	文化関係行事に使用する場合	平日	3,000円	4,000円	5,000円	7,000円
		土・休日	8,000円	12,000円	20,000円	22,000円
入場料を 徴収する場合	興業を直接の目的とする場合	平日	12,000円	16,000円	20,000円	30,000円
		土・休日	50,000円	70,000円	100,000円	120,000円
	その他の場合	平日	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
	土・休日	24,000円	36,000円	48,000円	60,000円	80,000円

○ステージのみ使用する場合・・・・・・・・・・1時間200円

○マイク使用料・・・・・・・・1台につき200円（ただし、入場料を徴収する場合はマイク使用料を含む）

備考

- 使用時間が定められた時間区分の2分の1以内の場合は当該使用料の2分の1に相当する額とする。（ただし、準備、原状回復の時間を含む）
- 定められた時間区分を超えて使用した場合の使用料は、超えて使用した1時間（1時間に満たない時間は1時間とみなす。以下同じ）ごとに時間区分の午後6時から午後10時まで4分の1の額（100円未満の額は100円とする）とする。
- 会場を使用の準備又は原状回復のためのみに使用する場合は当該使用時間の属する時間区分の使用料の3分の1に相当する額（10円未満の額は切捨て）とする。
ただし、準備や原状回復が使用時間区分内に含まれる場合は、使用時間とみなす。
- 入場料を徴収する場合とは入場料、観覧料、寄付、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券又は資金募集その他の名目のいかんを問わず入場について直接、間接に金銭の支出する場合をいう。

武道場

改正後			
	午前 (午前8時30分～正午)	午後 (午後1時～午後5時)	夜間 (午後5時30分～午後9時)
武道場	300円	300円	300円

備考

- 市外の者が使用する場合は使用料は倍額とする。

武道場

改正前			
	午前 (午前9時～正午)	午後 (午後1時～午後5時)	夜間 (午後6時～午後9時)
武道場	100円	100円	200円

九鬼体育館

改正後			
	午前 (午前8時30分～正午)	午後 (正午～午後5時)	夜間 (午後5時30分～午後9時)
九鬼体育館	300円	300円	300円

備考

- 1 市外の者が使用する場合は使用料は倍額とする。

九鬼体育館

改正前			
	午前 (午前9時～正午)	午後 (正午～午後6時)	夜間 (午後6時～午後9時)
九鬼体育館	200円	200円	400円

備考

- 1 市内の小中学校の行事及び部活動で使用する場合は無料とする。
- 2 身体障害者及び当該団体の使用は無料とする。
- 3 市外の者が使用する場合は使用料は倍額とする。

午前9時～午後10時
10,000円
12,000円
40,000円
44,000円
200,000円
80,000円
90,000円

'の使用料の

出を必要と

尾鷲市学校施設の開放に関する条例

改正後	
開放する学校施設	使用料
運動場	無料
体育館	450円（1回当たり3時間以内）
武道場	450円（1回当たり3時間以内）
運動場照明設備	550円（1回当たり3時間以内）

改正前	
開放する学校施設	使用料
運動場	無料
体育館	400円（1回当たり3時間以内）
武道場	400円（1回当たり3時間以内）
運動場照明設備	500円（1回当たり3時間以内）